

関係団体代表者 様

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課長

こども性暴力防止法の施行に係る認定取得に向けた検討について（依頼）

本道のこども・子育て施策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童等に対する性暴力等が、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであることから、教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、本年12月25日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「法」という。）が施行されます。

こどもを性暴力から守るためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、法の趣旨をご理解いただき、積極的な認定取得に向けてご検討いただくとともに会員事業者の皆様にも周知くださるようお願いいたします。

なお、認定を受けた事業者は、犯罪事実確認や安全確保措置などの法で定められた取り組みが求められるとともに、認定事業者マーク（「こまもろうマーク」）を事業広告等に使うことができるほか、こども家庭庁のウェブサイトにて認定事業者の情報が掲載される予定です。

記

1 添付資料

- (1) リーフレット「こどもたちを性暴力からまもる新しい制度が始まります」
- (2) リーフレット「こども性暴力防止法による対応が始まります」
- (3) 事業者向けチェックリスト（こども性暴力防止法の施行までに必要な対応）

2 その他

- (1) こども家庭庁のウェブサイトでは、こども性暴力防止法について、解説動画や研修資料、各種ひな形などを掲載していますのでご参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- (2) 保健福祉部子ども政策局のホームページでもこども性暴力防止法について掲載していますのでご参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/270496.html>

- (3) 今後、国から認定申請に係るマニュアル等が発出されましたら別途お知らせします。

子ども政策企画課
担当：大森・佐藤（内線 25-755）

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります



教育・保育

などを行う

事業者

の皆さまへ

こどもに対する性暴力は

断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか

こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を公表



看板や広告に
認定マーク表示



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を認知



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、

法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年
(2026)
12/25
施行



こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、
こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



認定対象



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんなか
こども家庭庁



2025年12月作成



義務対象事業者

こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

▲
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

▲
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム
登録

☐ GビズID取得【4月末まで】
(法人・運営者等で取得)

☐ 事業者情報登録【指定の期限まで】
(施設・事業所から所轄庁に登録)

☐ 国からの確認に対応
【必要に応じて随時】

☐ 権限設定準備
【12月上旬まで】

☐ 権限設定

犯罪事実
確認・
防止措置

☐ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

☐ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し

※2 詳細は別紙2参照

☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

※2 詳細は別紙2参照

☐ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※3 教育委員会のみ

安全確保
措置

☐ 体制整備（相談窓口設置・周知等）

☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

☐ 従事者向け研修の計画策定・実施

☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

☐ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討

☐ 事業者向け研修の受講



- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

- 研修教材、解説動画・資料
○ 周知啓発資料
○ 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)

⚠
法施行
(12月25日)

システム
登録

☐ GビズID取得
(法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐ 制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 ☐ 犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)
☐ 就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※3 詳細は別紙2 参照

☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

※3 詳細は別紙2 参照

安全確保
措置

☐ 児童対象性暴力等対処規程の作成

☐ 体制整備(相談窓口設置・周知等)

☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

☐ 従事者向け研修の計画策定・実施

☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

☐ (委託・指定管理等を行っている場合) 共同認定申請に向けた役割分担の検討

☐ 事業者向け研修の受講

システム登録関係

GビズID取得依頼通知



権限設定表



犯罪事実確認・防止措置関係

募集要項・求人票参考例



誓約書・内定通知書参考例



就業規則参考例



安全確保措置関係

報告ルール（ひな型）

①本文



②（内部周知用）報告先の
連絡先一覧



対応ルール（ひな型）

①本文



②別紙 対応フロー



安全確保措置関係

従事者向け研修教材



保護者向け周知用資料 (ひな型)



児童等向け周知用資料 (相談後のフロー) ひな型

- ① 中高生向け
- ② 小学生（高学年）向け
- ③ 小学生（低学年）向け

①



②



③



安全確保措置関係

児童対象性暴力等対処規程 (ひな型)



情報管理措置関係

情報管理規程 (ひな型)

- ① 1名 (※) / システム外の保存なし
- ② 複数名 (※) / システム外の保存なし
- ③ 複数名 (※) / システム外の保存あり

※犯罪事実確認記録等の閲覧を行う者の人数

①



②



③



その他

情報管理担当者向け研修・
事業者向け研修に活用できる
解説動画・資料



※ 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」
Ⅶ. 安全確保措置（防止措置）2（5）抜粋

1. 事業者があらかじめ定めておくべき事項

- 各施設・事業における対象業務従事者の範囲
- 内定取消事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めること
- 就業規則において、懲戒事由として次の内容を定めること
 - ・ 重要な経歴の詐称
 - ・ 「刑罰法規の各規定に違反する行為が認められた場合」、「企業秩序を乱した場合」等の一般的な刑罰法規違反・企業秩序義務違反
 - ・ 「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき」等の一般的な業務命令違反
 - ・ 「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等」に該当する行為を行ったとき」、「児童対象性暴力等につながる不適切な行為を行ったとき」
- 就業規則及びその他服務規律等を定めた文書において、次の内容を定めること
 - ・ 「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」の範囲
 - ・ 教育や保育を提供する場においてこれらの行為を行ってはならないこと
 - ・ これらの行為を行ったり、それを理由として刑罰を科されたりした場合は、速やかに報告すること
- 採用募集要項の採用条件や内定前（履歴書提出時）の誓約書の誓約事項として、特定性犯罪前科がないことを明示すること

※ 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」
Ⅶ. 安全確保措置（防止措置）2（5）抜粋

2.事業者が、求職者・現職者(※1)等に対し、あらかじめ確認・伝達を行っておくべき事項

【確認事項】

- ・ 求職者の特定性犯罪前科の有無(※2・3)

【事前伝達等事項】

- ・ 制度の趣旨・目的、各施設・事業における対象業務従事者の範囲、個人情報への管理は徹底されること
- ・ 施行時・認定時又は採用内定後等に、犯罪事実確認の対象となること及び申請従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があること(※2)
- ・ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと(※2)
- ・ 内定取消し事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めていること
- ・ 就業規則に定める重要な経歴の詐称・刑罰法規違反・企業秩序義務違反・業務命令違反等の懲戒事由に該当する場合は、懲戒処分の対象になり得ること。特に、「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」はこども性暴力防止法の趣旨や規定に反する行為であり、厳格な懲戒処分の対象になり得ること
- ・ その他、採用募集要項の採用条件や内定前(履歴書提出時)の誓約書、関連する服務規律等を定めた文書等の内容(※2)

※1 現職者は、施行時・認定時に法の対象となる業務に従事している(又は配置転換によって従事し得る)者を指す。

※2 書面等で確認・伝達等すること(求職者に対しては採用面接等を通して確認・伝達等することが望ましい。)

※3 求職者に対してのみ実施すべき事項